令和６年３月 22 日
沖　縄　労　働　局

名護公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

沖縄労働局（局長　西川　昌登）は、名護公共職業安定所（以下「名護所」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

１　概　要

２月 13 日（火）、求職者Ａに紹介状を交付する際、求職者Ｂの氏名で紹介状を作成し交付したため、求職者Ａに求職者Ｂの氏名及び求職番号が漏えいした。

また、その紹介状で求職者Ａを事業所Ｃに紹介したため、事業所Ｃに求職者Ｂの氏名が漏えいした。

２　事案の経過

（１）　２月 13 日（火）、相談員Ｄが求職者Ｂへ求職者マイページにより求人情報の提供を行った後、求職者Ａが来所し事業所Ｃの求人に応募を希望。相談員Ｄは、求職者Ａに紹介状と本人控えを交付した。

（２）　２月 15 日（木）、相談員Ｄが業務日報入力のためシステムデータを確認したところ、求職者Ｂを事業所Ｃに紹介した記録が確認され、紹介状の誤発行・誤交付が判明した。

（３）　同日、求職者Ａに来所いただき、管理課長と上席職業指導官が経緯説明及び謝罪を行い、了解を得た。また、求職者Ａから誤交付した紹介状と本人控えを回収し、当該紹介記録を抹消の上、改めて求職者Ａに対して事業所Ｃの求人の紹介状及び本人控えを交付した。

（４）　同日、管理課長が求職者Ｂに電話で経緯説明及び謝罪を行い、了解を得た。

（５）　同日、管理課長が事業所Ｃに電話で経緯説明及び謝罪を行い、了解を得た。また、２次被害の有無に関し、事業所Ｃが紹介状の印刷及びデータの取り出しは行っていないことを確認した。

３　原　因

（１）　相談対応の際は、それまでに使用していたシステム管理画面を全て閉じてから開始すべきところ、求職者Ｂの管理画面を閉じないまま求職者Ａに対応したため求職者Ｂの氏名で紹介状を作成したこと。

（２）　紹介状を作成する際の氏名の確認及び紹介状を交付する際の相手方との氏名

の相互確認が不十分であったこと。

4　再発防止対策

（1）　名護所

①　2月 15 日（木)、所長が本人確認及び紹介状交付時の基本動作の徹底、「個人情報保護に関する研修テキスト」（以下「研修テキスト」という。）による自己点検を指示した。

②　2月 16 日（金)、所長が相談員Dに対し、研修テキストにより直接研修、指導を行った。また、その他の職員については、2月 19 日（月）までに研修テキストによる自己点検を完了した。

③　2月 19 日（月）から 21 日（水）の間、統括職業指導官が職業相談部門の全職員に対して基本動作に係る研修及びヒアリングを実施し、不十分な者については、指導を行った。

（2）　沖縄労働局

①　2月 15 日（木)、地方職業安定監察官から職業安定部各課室長及び各安定所長に対して、書類交付時の基本動作の点検及び必要な指導等並びに徹底を指示した。

②　2月 16 日（金)、職業安定部長が職業安定部各課室長及び各公共職業安定所長に対し、配下職員への定期的・継続的な注意喚起及び個人情報管理に関する意識付けの徹底を指示した。

③　2月 28 日（水)、局長が各課室長に対し、基本動作の周知徹底、順守について指示した。

【担当】
沖縄労働局職業安定部職業安定課
職 業 安 定 課 長　真壁 朝文
地方職業安定監察官　座波 永樹
（代表電話）０９８(８６８)１６５５